

# 旅客営業規則

## 目次

### 第1編 総則

第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の意義	1
第 4 条	消費税課税の運賃・料金	1
第 5 条	運賃・料金前払いの原則	2
第 6 条	契約の成立時期および適用規定	2
第 7 条	旅客の運送等の制限または停止	2
第 8 条	運行不能の場合の取扱方	2
第 9 条	営業キロのは数計算方	3
第 10 条	期間の計算方	3
第 11 条	乗車券等に対する証明	3
第 12 条	旅客の提出する書類	3

### 第2編 旅客営業

#### 第1章 通則

第 13 条	乗車券の購入および所持	3
第 14 条	営業キロ	3

#### 第2章 乗車券の発売

##### 第1節 通則

第 15 条	乗車券の種類	4
第 16 条	乗車券の発売箇所および発売方法	4
第 17 条	乗車券の発売範囲	4
第 18 条	乗車券の発売日	5
第 19 条	乗車券の発売時間及び発売区間	5
第 20 条	伝染病患者に対して発売する乗車券	5
第 21 条	払いもどし等について特約した乗車券の発売	5
第 22 条	割引乗車券の発売の制限	5
第 23 条	割引乗車券の不正使用の場合の取扱い	6

第 24 条	割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	6
--------	---------------------------	---

#### 第 2 節 普通乗車券の発売

第 25 条	普通乗車券の発売	6
第 26 条	被救護者割引普通乗車券の発売	6
第 27 条	被救護者割引証	7

#### 第 3 節 定期乗車券の発売

第 28 条	通勤定期乗車券の発売	7
第 29 条	通学定期乗車券の発売	8
第 30 条	定期乗車券の一括発売	9

#### 第 4 節 回数乗車券の発売

第 31 条	特殊割引乗車券の発売	10
--------	------------	----

#### 第 5 節 団体乗車券の発売

第 32 条	団体乗車券の発売	11
第 33 条	団体旅客運送の申込	12
第 34 条	団体旅客運送の予約	13
第 35 条	責任人員および保証金	14
第 36 条	一部区間不乗の団体乗車券の発売	15
第 37 条	団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等	15

#### 第 6 節 貸切乗車券の発売

第 38 条	貸切乗車券の発売	16
第 39 条	貸切旅客運送の申込	16
第 40 条	貸切旅客運送の予約	16
第 41 条	貸切旅客に対する保証金等	17

### 第 3 章 旅客運賃・料金

#### 第 1 節 通 則

第 42 条	旅客運賃の種類	17
第 43 条	旅客運賃計算上の経路等	17
第 44 条	旅客運賃計算上の営業キロ程の計算方	17
第 45 条	旅客の区分およびその旅客運賃	17

第 46 条	小児の旅客運賃	18
第 47 条	割引の旅客運賃	18
第 48 条	旅客運賃の概算收受	18
第 49 条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	18

#### 第2節 普通旅客運賃

第 50 条	大人片道普通旅客運賃	19
第 51 条	往復普通旅客運賃	19
第 52 条	被救護者割引	19

#### 第3節 定期旅客運賃

第 53 条	大人定期旅客運賃	20
第 54 条	は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	21

#### 第4節 特殊割引旅客運賃

第 55 条	特殊割引旅客運賃	21
--------	----------	----

#### 第5節 団体旅客運賃

第 56 条	団体旅客運賃	22
第 57 条	団体旅客運賃の計算方	22
第 58 条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	22
第 59 条	団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算	23

#### 第6節 貸切旅客運賃

第 60 条	貸切旅客運賃	23
第 61 条	貸切旅客運賃の最低額	23
第 62 条	貸切旅客の運賃收受定員超過の場合の旅客運賃	23
第 63 条	貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算	24

#### 第7節 特殊料金

第 64 条	車両の留置料金	25
第 65 条	貸切取消の場合の回送料	25

## 第4章 乗車券の効力

### 第1節 通則

第66条	乗車券の使用条件	25
第67条	乗車券の効力の特例	25
第68条	券面表示事項が不明または不備の場合	25
第69条	不乗区間に対する取扱い	25
第70条	有効期間の起算日	25
第71条	小児用乗車券の効力の特例	25
第72条	乗車券不正使用未遂の場合の取扱方	25

### 第2節 乗車券の効力

第73条	有効期間	26
第74条	継続乗車	26
第75条	途中下車の禁止	26
第76条	削除	26
第77条	特殊割引乗車券の効力	26
第78条	削除	27
第78条の2	削除	27
第79条	改氏名の場合の定期乗車券の書替	27
第80条	乗車券が前途無効となる場合	27
第81条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	27
第82条	定期乗車券が無効となる場合	28
第83条	通学定期乗車券の効力	29
第84条	割引乗車券等の効力	29

## 第5章 乗車券の様式

### 第1節 通則

第85条	乗車券の表示事項	30
第86条	この章に規定する乗車券の様式の変更または補足等	30
第87条	字模様の印刷	31
第88条	乗車券の駅名等の表示方	31
第89条	旅客運賃の割引等に対する表示	31

## 第2節 乗車券の様式

### 第1款 普通乗車券の様式

第90条	片道乗車券の様式	33
第91条	削除	33
第92条	削除	33

### 第2款 定期乗車券の様式

第93条	定期乗車券の様式	33
第94条	補充定期乗車券の様式	34

### 第3款 回数乗車券の様式

第95条	常備特殊割引乗車券の様式	34
第96条	補充特殊割引回数券の様式	35
第97条	削除	35
第97条の2	削除	35

### 第4款 団体乗車券の様式

第98条	団体乗車券の様式	36
------	----------	----

### 第5款 貸切乗車券の様式

第99条	貸切乗車券の様式	36
------	----------	----

## 第3節 特別補充券の様式

第100条	特別補充券の発行	36
第101条	駅用特別補充券の様式	37
第102条	削除	37

## 第6章 乗車券の改札および引渡し

### 第1節 通則

第103条	乗車券の改札	37
第104条	乗車券の引渡し	37

### 第2節 乗車券の改札および引渡し

第105条	普通乗車券の改札および引渡し	38
第106条	定期乗車券の改札および引渡し	38
第107条	特殊割引乗車券の改札および引渡し	38
第108条	団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し	38

## 第7章 乗車券変更等の取扱い

### 第1節 通則

第109条	乗車変更等の取扱箇所	38
第110条	払いもどし請求権行使の期限	39
第111条	乗車変更をした乗車券について 旅客運賃の収受または払いもどしをする場合の概収額	39

### 第2節 乗車変更の取扱い

#### 第1款 通則

第112条	乗車変更の種類	39
第113条	乗車変更の取扱範囲	39
第114条	割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	39
第115条	継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	39
第116条	乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間	40
第117条	別途乗車	40

#### 第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

第118条	乗車券変更	40
-------	-------	----

#### 第3款 旅行開始後の乗車変更の取扱い

第119条	区間変更	40
第120条	団体乗車券変更	41

### 第3節 旅客の特殊取扱い

#### 第1款 通則

第121条	旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	41
第122条	乗車変更等の手数料の払いもどし	41
第123条	旅客運賃の払いもどしをしない場合	41

#### 第2款 乗車券の無札および無効

第124条	乗車券の無札および 不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	42
第125条	定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃の収受	42
第126条	乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方	43

### 第3款 乗車券の紛失

第127条	乗車券紛失の場合の取扱方	43
第128条	再収受した旅客運賃の払いもどし	43
第129条	団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方	43

### 第4款 任意による旅行の取りやめ

第130条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	44
第131条	使用開始前の定期旅客運賃及び特殊割引旅客運賃の払いもどし	44
第132条	旅行開始前の団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどし	44
第133条	旅行開始後の旅客運賃の払いもどし	45
第134条	不乗区間等に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合	45
第135条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	45
第135条の2	特殊割引乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	46
第136条	旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし	46
第137条	傷い疾病等の場合の証明	47
第138条	有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例	47

### 第5款 運行不能および遅延

第139条	列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方	47
第140条	旅行中止による旅客運賃の払いもどし	48
第141条	有効期間の延長	48
第142条	無賃送還の取扱方	48
第143条	旅客運賃の払いもどし駅	49
第144条	不通区間の別途旅行の取扱方	49
第145条	定期乗車券もしくは特殊割引乗車券の有効期間の延長 または旅客運賃の払いもどし	49
第145条の2	運行不能・遅延等の場合のその他の請求	50

### 第6款 誤乗および誤購入

第146条	誤乗区間の無賃送還	50
第147条	誤乗区間無賃送還の取扱方	50
第148条	乗車券の誤購入の場合の取扱方	50

## 第8章 入場券

第149条	入場券の発売	51
第150条	入場券の料金	51
第151条	入場券の効力	51
第152条	入場券が無効となる場合	51
第153条	入場券の様式	51
第154条	入場券の改札および引き渡し	52
第155条	無札入場者	52
第156条	入場料金の払いもどし	52

## 第9章 手回り品

第157条	手回り品および持込禁制品	52
第157条の2		53
第158条	無料手回り品	53
第159条	削除	54
第160条	削除	54
第161条	削除	54
第162条	削除	54
第163条	削除	54
第164条	削除	54
第165条	持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	54
第166条	削除	54
第167条	削除	54
第168条	手回り品の保管	54
第169条	削除	54

別表 危険品一覧



# 旅客営業規則

2025年4月1日

## 第1編 総 則

### (この規則の目的)

第 1 条 この規則は、北総鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送ならびにこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 当社線による旅客の運送等については、別に当社が公示する場合を除いてこの規則を適用するほか、この規則に定めのない事項については、次のとおりとする。なお、他運輸機関との各駅相互間において、連絡運輸となる場合の取扱いについては、東日本旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）が制定する旅客連絡運輸規則を準用する。

- (1) 旅客取扱関係単行規程類集
- (2) 旅客連絡運輸規則（旅客鉄道会社公告第 21 号）
- (3) 旅客連絡運輸取扱基準規程（旅客鉄道会社営達第 21 号）
- (4) 学校および救護施設指定取扱規則（旅客鉄道会社公告第 6 号）
- (5) 学校および救護施設指定取扱基準規程（旅客鉄道会社営達第 13 号）

### (用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送を行なう列車をいう。
- (4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。

### (消費税課税の運賃・料金)

第 4 条 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払いの原則)

- 第 5 条 旅客の運送等の契約の申し込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃については、当社において特に認めたクレジットカードによって支払うことができる。  
(京成カード、VISA、Mastercard®、JCB、アメリカン・エキスプレス®、Diners Club)
- 3 当社が取扱う IC カード乗車券による運賃・料金の支払いについては、別に定めるところによる。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第 6 条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

- 第 7 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。
- (1) 乗車券および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止。
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限。
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込みの列車の制限。
- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

- 第 8 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。
- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。
- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(営業キロのは数計算方)

第 9 条 営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の 1 キロメートル未満のは数は、1 キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第 10 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。

(乗車券等に対する証明)

第 11 条 当社において、乗車券・旅客運送等の契約に関する証票に証明を行なう場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第 12 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨・インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。

2 旅客等は、前項の規定（後段に規定する場合を除く。）による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所、相当の証印を押すものとする。

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通 則

(乗車券の購入および所持)

第 13 条 列車に乗車する旅客は、その乗車する旅客車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

(営業キロ)

第 14 条 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き鉄道営業キロによる。

2 前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

## 第2章 乗車券の発売

### 第1節 通 則

(乗車券の種類)

第 15 条 乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
  - 片道乗車券
  - 往復乗車券
- (2) 定期乗車券
  - 通勤定期乗車券
  - 通学定期乗車券
- (3) 特殊割引乗車券
  - 身体障害者用割引回数乗車券
  - 知的障害者用割引回数乗車券
  - 精神障害者用割引回数乗車券
  - 通学用割引回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券

(乗車券の発売箇所および発売方法)

第 16 条 乗車券は、駅において係員または乗車券発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券は、当社の指定した駅において発売する。

2 乗車券は、前項に規定する外、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所または乗車券の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券の発売範囲)

第 17 条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券は、他駅から有効な乗車券を発売することがある。

2 車内において発売する乗車券は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券に限って発売する。ただし、前途の列車等に有効な乗車券を発売することがある。

(乗車券の発売日)

第 18 条 乗車券は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は、それぞれ当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効開始日の 14 日前から発売する。

(2) 団体乗車券または貸切乗車券

運送引受後であって、旅客の始発駅出発日の 21 日前から発売する。ただし、別に定めるものについてはこの限りでない。

2 当社が乗車券の発売を委託した箇所においては、前項の規定にかかわらず、乗車券を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券の発売時間および発売区間)

第 19 条 駅において発売する乗車券の発売時間および発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。ただし、普通乗車券以外の乗車券の発売時間を別に定めることがある。

(2) 発売区間については、前号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券を発売する。ただし、普通乗車券および特殊割引乗車券の発売区間については別に定めることがある。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第 20 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第 7 条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第 19 条または第 20 条の規定を準用するものに限る。）、新型感染症および新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約をした乗車券の発売)

第 21 条 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし、乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。

(割引乗車券の発売の制限)

第 22 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券の不正使用の場合の取扱い)

第 23 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第 24 条 旅客運賃割引証は、次の各号に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失ったものが使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの、および発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

## 第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 25 条 旅客が列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券または往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 26 条 学校および救護施設指定取扱規則（旅客鉄道株式会社公告第 6 号）第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 27 条の規定による被救護者旅客運賃

割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって、付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

### (被救護者割引証)

第 27 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

(表)

(裏)

被救護者旅客運賃割引証		契印	
第...号	指定番号		
乗車区間	駅から駅まで	理由	
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日まで		
...年...月...日発行			
施設の所在地			
施設名			代表者 職印
代表者氏名			
発行駅	乗車券番号	発行年月日	割引コード
基本運賃	発売運賃	差額運賃	3 1 3 3

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者とその付添人と同時に乗車券を購入する場合は1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項(たむく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

- 3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

## 第3節 定期乗車券の発売

### (通勤定期乗車券の発売)

第 28 条 常時、区間および経路を同じくして乗車する旅客が、定期券購入申込書に必要





2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の 氏名・年齢	( 姓 )	
通学者の居住地	建設 ( )	
経路及び学校	部 科 学校 ( 駅次 )	
経路番号		
通学区域	駅 駅間 種別	
通学定期乗車券の有効期間	年月	
通学定期乗車券の発行開始日	年 月 日から	
年 月 日	年 月 日まで	
期	年 月 日発行	
学校所在地	( 代表 )	
学 校 名	( 種 別 )	
明	学校所在地	
<small>1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。                  2 この証明書のうち、通学の開始日の記入欄は、通学者の記入してください。                  3 この証明書のうち、通学の種別は、通学者が記入してください。                  4 この証明書の記入に当たっては、通学者は、通学開始日の記入欄については、通学者の記入、その他の記入欄については、代表者の記入がないものは使用できません。</small>		
<small>下欄には、記入しないでください。</small>		
年 月 日	日まで	
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(附加運賃)	(乗額運賃)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業または試験を在籍校所在地と異なる場所 (高等学校の通信制の課程にあっては、高等学校通信教育規程第3条第1項1号に規定する面接指導等実施施設に限る。)で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場または試験会場とカッコ書きし、当該面接授業または試験会場所所在地住所を記入する。

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、通学証明書の表面余白に有効開始日、または、有効期限の表示 (赤書き) のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校 (ただし、第31条第1項第3号イに規定する学生を除く。) の学生、生徒、もしくは児童が実習所等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときに限り第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。
- 5 当社線内相互発着となる通学定期乗車券においては、その有効期間を鉄道の認める学期毎の就業期間とし、所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することができる。

(定期乗車券の一括発売)

第30条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期限には数となる日数を付加して発売することがある。

#### 第4節 特殊割引乗車券の発売

(特殊割引乗車券の発売)

第31条 旅客が、次の各号の規定に定めるところによる割引条件に該当する場合で、当社線を乗車する場合は当該区間に特殊割引乗車券を発売する。

(1) 身体障害者用割引回数乗車券

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、別に定める身体障害者が介護者とともに区間を同じくして順路によって乗車する場合で、身体障害者手帳を呈示したときは、当該区間に有効な11券片の身体障害者用割引回数乗車券を発売する。

(2) 知的障害者用割引回数乗車券

「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発見第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者で、別に定める知的障害者が介護者とともに区間を同じくして順路によって乗車する場合で、療育手帳を呈示したときは、当該区間に有効な11券片の知的障害者用割引回数乗車券を発売する。

(3) 精神障害者用割引回数乗車券

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、別に定める精神障害者が介護者とともに区間を同じくして順路によって乗車する場合で、精神障害者手帳を呈示したときは、当該区間に有効な11券片の精神障害者用割引回数乗車券を発売する。

(4) 通学用割引普通回数乗車券

指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合、その在籍する指定学校の代表者において旅客鉄道会社所定の様式に必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、居住地もより駅と当該指定学校もより駅との区間について当該区間に有効な11券片の通学用割引回数乗車券を発売する。

イ 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生。

ロ 通信教育を行う高等学校の生徒。(高等学校の通信制の課程にあつては、高等学校通信教育規程第3条第1項1号に規定する面接指導等実施施設に限る。)

2 前項の規定により発売する特殊割引乗車券の区間は、片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。

3 第1項第4号の規定による、旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

(1) 放送大学の学生が提出する割引証は、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

(表)

放送大学学生旅客運賃割引証			
利用有効期限	期 号		
乗車区間	駅から	駅まで	経由
乗車券の種類	回数券		
区間及び学年	教養学部	学年(年次)	
学生証番号			
発行者の氏名	( 姓 )		
割引率	半額		
有効期間	学校区発行日から1ヶ月		
...年...月...日発行			
学校所在地	-----		
学 校 名	-----		
学校代表者	-----		
業 務 号	-----		
発行駅	乗車券番号	発行年月日	備考
基本運賃	発行運賃	差額運賃	

(裏)

(この割引証の使用上の注意)

- 1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- 2) 発行者において記入し、押印していただけないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印がないものは、使用できません。
- 3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- 4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- 5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を所持しないときは、使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、提示してください。

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒が提出する割引証は、指定学校の代表者において乗車券の種類(「回数」と記入する。)・乗車区間その他必要事項を記入したものとす。ただし、面接授業または試験期間の記入はしない。

(表)

学校学生旅客運賃割引証			
(通信教育用)			
乗車券区間	駅から	駅まで	経由
乗車券の種類	回数	回数	回数
区間及び学年	部	学年(年次)	
学生証番号			
発行者の氏名	( 姓 )		
割引率	半額		
有効期間	学校区発行日から1ヶ月		
...年...月...日発行			
学校所在地	-----		
学 校 名	-----		
学校代表者	-----		
業 務 号	-----		
発行駅	乗車券番号	発行年月日	備考
基本運賃	発行運賃	差額運賃	

(裏)

(この割引証の使用上の注意)

- 1) 株式会社指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って使用できます。
- 2) この割引証は、旅行開始日に限って使用できます。
- 3) 発行者の職印は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、旅客のものと同様と)してください。
- 4) 発行者の職印以外の事項(太く内を除く)は、発行者において記入し、又は押印していただけないものは、使用できません。
- 5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印がないものは、使用できません。
- 6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人にあっては使用資格を失った後は、使用できません。
- 7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- 8) この割引証によって購入した割引乗車券は、所定の証明書を所持しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- 9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の日付の日付から終了日の日曜日まで)です。

4 前項の旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

### 第5節 団体乗車券の発売

#### (団体乗車券の発売)

第 3 2 条 一団となった旅客の全員が、発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

#### (1) 学生団体

イ 次の1に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員(嘱託している医師および看護師を含む。以下同じ。)または、これと同行する旅行者等によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人未満のときで

あっても、この取扱いをする。

- (イ) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児。
- (ロ) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童および同法第 39 条に限定する幼保連携型認定こども園の児童。
  - ロ イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。
- (イ) 幼稚園の幼児、保育所および幼保連携型認定こども園の児童または小学生第 3 学年以下の児童であるとき。
- (ロ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。
  - ハ イの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とする。

## (2) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された 25 人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

- 2 前各号に規定するほか、当社において特に必要と認めるときは、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱を行い、団体乗車券を発売することがある。
- 3 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、第 1 項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別な約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

## (団体旅客運送の申込)

- 第 33 条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員、行程、乗車すべき列車等その他必要事項を記載した団体旅行運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込を行なうものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社において特に認める場合は、団体旅行運送申込書の提出を省略することができる。
  - 3 団体旅行運送申込書の様式は、次のとおりとする。

(表)

団体旅客運送申込書									
北総鉄道株式会社 年 月 日									
申込者					電話 ( )				
住所					氏名				
電話 ( )					印				
郵便人					住所				
氏名					印				
下記の行程により、団体旅客運送の申込をいたします。 ※受付箇所 駅									
団体名	( ) ( ) ( )			種別	( ) ( ) ( )		駅	団体乗車券購入希望箇所	
申込人員 (人)	大人	小人	教職員	付添人	送迎人	計			
送中下車駅									
記事									
雨天のとき	①決行		②中止		③延期 月 日		④延期日未定		
輸送希望列車時刻					※輸送決定列車時刻				
月/日	区 間	列車	発時刻	着時刻	月/日	区 間	列車	発時刻	着時刻
/			:	:	/			:	:
/			:	:	/			:	:
/			:	:	/			:	:
/			:	:	/			:	:
/			:	:	/			:	:
※受付 月 日 印					※処理 月 日 印				
(注意)									
1 送印の際は、氏名が記入します。									
2 学生団体の場合は申込者は、教育長または学校長(保育所においては保育所長、									
勤労青年学校及び青年学級にあっては代表者とする)とし、申込者を記入の上、職員(勤労									
青年学校及び青年学級の代表者)にあっては、職印または認印を押し下さい。									

4 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体

教育長または学校長(保育所および幼保連携型認定こども園の代表者を含む。以下この号において同じ。)ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者または旅行業者

5 団体旅行運送申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行業者住所氏名欄には、旅行業者があつた場合に当該旅行業者の住所氏名を記入する。ただし、普通団体であつて、旅行業者が申込者の場合は同欄の記入は省略する。

(3) 前項第1号の場合で、数校連合のときまたは第32条第3項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員または普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

第34条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込を受けた場合は、当社において、運輸上の支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、次の様式による団体旅行引受書を交付する。ただし、第35条に規定する責任人員をつけないものにあつては、前条の規定によって収受した団体旅行運送申込書に引受けをした旨を記載し、団体旅行引受書に代用し、また、前条第2項の規定により、団体旅行運送申込書の提出を省略したものにあつては、口頭による通知をもって団体旅行引受書に代えることがある。

(表)

団体旅行引受書									
_____ 歳								引受番号 _____	年 月 日
_____ 月 _____ 日のお申込みについては、下記の条件によって運送のお引受けを致します。								北 総 鉄 道 株 式 有 限 公 司	
<p>記</p> <p>(1) 旅客運送規則第34条の規定による保証金として _____ 円を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに _____ へ附付してください。</p> <p>(2) 貴方の都合によって解約した場合は、前項の保証金は返還いたしません。</p> <p>(3) 乗車人員が乗車人員に満たない場合は、責任人員を増加する団体旅客運送をお支払ってください。</p> <p>(4) 列車運行の都合等によって引受内容の一部も変更することがあります。</p> <p>(5) 天災地変等の位運輸上の都合によって列車の運行が不能となった場合は、この引受も取消することがあります。この場合、収受した第1項の保証金は返還いたしません。</p> <p>(6) 団体乗車券は、_____ 月 _____ 日までにご購入ください。</p> <p>(7) 乗車券条件については、貴方の指図に従ってください。</p> <p>(8) 引受は、記念割引のうえ、乗車券の予約の限まで提出してください。</p> <p>(9) 前各号のほか旅客運送に関する種規定もお守りください。</p>									
団体名					団体種別				
大	人	小	児	数	乗車人員	旅行乗車	金	計	責任人員
旅客運送の種別及び乗車									
	月	日	区	間	列車番号	臨時別	乗車別	記	事
行	-			駅～	駅				
	-			駅～	駅				
往	-			駅～	駅				
	-			駅～	駅				

備考 必要に応じ、行程欄の記入を省略し、団体旅行運送申込書に添付して交付する。

- 3 前項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(責任人員および保証金)

第 35 条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し保証金を収受することを条件として、その運送の引受けを行なう。

- (1) 特別に列車を設定し、または、客車を増結して運送する場合
- (2) その他特別の手配をして運送する場合

- 2 前項の規定による責任人員は、次の各号の1による人員とし旅客の責に帰さない事由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たない場合であっても行程の全区間に対し責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件とするものとする。

- (1) 貸切扱いの団体にあつては、第60条に規定する貸切旅客運賃収受定員9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の人数は1両ごとに切り捨てる。）
- (2) その他の団体にあつては、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満の人数は大人と小児とを

各別に切り捨てる。)

- 3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額(100円未満のは数は、100円単位に切り上げる。)とし、当社の責に帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによって取扱うものとする。
- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日にまでに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取消したものとみなす。
  - (2) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があっても、その過剰額は返還しない。
  - (3) 保証金は、次に該当する場合は、その納付額の全額を返還する。
    - イ 当社の都合により団体旅客運送の申込みを取消した場合。
    - ロ 天災事変等の原因によって団体旅行ができなくなったり、団体旅客運送の申込みを取り消した場合。
  - (4) 保証金には、利子を附さない。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第36条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等)

- 第37条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところにより、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。
- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合は、その旨を団体乗車券購入箇所に口頭により通知する。
  - (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更またはその申込みの取消しの承諾を行なう場合は、第35条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取扱うものとする。
- (1) 申込人員その他の変更により責任人員および保証金に増減がある場合は、次による。
    - イ 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員および保証金が減少するときは、これを変更する。

- ロ イ以外の場合は、責任人員および保証金を変更しない。
- (2) 団体乗車券の購入前に申込みを取消す場合は、次による。
  - イ 当社の責めに帰する事由により申込みを取消す場合は、すでに収受した保証金相当額を返還する。
  - ロ イ以外の場合は、すでに収受した保証金を返還しない。
- 3 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするとときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取扱うものとする。

## 第6節 貸切乗車券の発売

### (貸切乗車券の発売)

第38条 旅客は、次の各号の1に該当する単位をもって旅客車を貸し切る場合であつて、かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

- (1) 全車貸切
  - 1 車両単位で貸し切る場合。
- (2) 列車貸切
  - 列車単位として貸し切る場合。

### (貸切旅客運送の申込)

第39条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行なうものとする。

- 2 貸切旅行申込書は、第33条第3項に規定する団体旅行運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

### (貸切旅客運送の予約)

第40条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その旨を申込者に口頭により通知する。



(貸切旅客に対する保証金等)

第 4 1 条 第 3 5 条第 3 項、および第 3 6 条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。

### 第 3 章 旅客運賃・料金

#### 第 1 節 通 則

(旅客運賃の種類)

第 4 2 条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
  - 片道普通旅客運賃
  - 往復普通旅客運賃
- (2) 定期旅客運賃
  - 通勤定期旅客運賃
  - 通学定期旅客運賃
- (3) 特殊割引旅客運賃
- (4) 団体旅客運賃
- (5) 貸切旅客運賃

(旅客運賃計算上の経路等)

第 4 3 条 旅客運賃は、旅客が実際乗車する発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上の営業キロの計算方)

第 4 4 条 営業キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、当社線が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

(旅客の区分およびその旅客運賃)

第 4 5 条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

- 大人 12才以上の者
- 小児 6才以上12才未満の者
- 幼児 1才以上 6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号に該当する場合は、これを小児とみなし、

旅客運賃を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
  - (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客は除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけを小児とみなす。
  - (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- 3 前項の場合の外、幼児または乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

（小児の旅客運賃）

第46条 小児の片道普通旅客運賃または、定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃または、定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額（以下この計算方法を「は数計算」という。）とする。

（割引の旅客運賃）

第47条 割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃または小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第51条の規定に準じ、各区间ごとに割引額を差し引いては数計算した額を合計した額とする。

（旅客運賃の概算収受）

第48条 車内において旅客運賃を収受する場合は、旅客運賃の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

第49条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

## 第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第50条 大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロに従った次のとおりとする。

営業キロ	運賃(円)
3キロまで	190
3キロを超え 5キロまで	280
5キロを超え 7キロまで	330
7キロを超え 9キロまで	380
9キロを超え 11キロまで	430
11キロを超え 14キロまで	480
14キロを超え 17キロまで	550
17キロを超え 20キロまで	620
20キロを超え 23キロまで	670
23キロを超え 26キロまで	720
26キロを超え 29キロまで	770
29キロを超え 33キロまで	820

(往復普通旅客運賃)

第51条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第52条 第26条の規定により被救護者またはその付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

### 第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第53条 大人定期旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 1箇月定期旅客運賃は、次のとおりとする。

#### ①通勤定期旅客運賃

営業キロ	通勤定期旅客運賃 (円)
1～3	7,980
4～5	11,760
6～7	13,860
8～9	15,960
10～11	18,060
12～14	20,160
15～17	23,100
18～20	26,040
21～23	28,140
24～26	30,240
27～29	32,340
30～33	34,440

#### ②通学定期旅客運賃

営業キロ	通学定期旅客運賃 (円)	営業キロ	通学定期旅客運賃 (円)
1	1,070	18	4,440
2	1,350	19	4,530
3	1,640	20	4,620
4	1,890	21	4,700
5	2,140	22	4,760
6	2,390	23	4,810
7	2,620	24	4,850
8	2,850	25	4,880
9	3,050	26	4,910
10	3,260	27	4,950
11	3,470	28	4,970
12	3,640	29	4,990
13	3,790	30	5,010
14	3,950	31	5,030
15	4,080	32	5,050
16	4,220	33	5,080
17	4,330		

(2) 3箇月の定期旅客運賃の計算方

1 箇月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引して計算上生じた10円未満の額はこれを10円単位に切り上げる。

(3) 6箇月定期旅客運賃の計算方

1 箇月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引して計算上生じた10円未満の額はこれを10円単位に切り上げる。

- 2 第29条第5項の規定により発売する通学定期乗車券の額は数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第54条 第30条第2項の規定により発売する定期乗車券の額は数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

#### 第4節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃)

第55条 特殊割引旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 障害者用割引回数旅客運賃

イ. 大人の障害者用割引回数乗車券は、大人の片道普通旅客運賃を10倍した額を5割引し、は数計算した額

ロ. 小児の障害者用割引回数乗車券は、小児の片道普通旅客運賃を10倍した額を5割引し、は数計算した額

(2) 通学用割引回数旅客運賃

イ. 第31条第1項第3号イの規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、大人片道普通旅客運賃を10倍した額を2割引し、は数計算した額

ロ. 第31条第1項第3号ロの規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、大人片道普通旅客運賃を10倍した額を5割引し、は数計算した額

## 第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第56条 第32条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号の定めるところにより普通旅客運賃の割引を行なう。

(1) 学生団体

26人以上 2割引

100人以上 3割引

300人以上 4割引

(2) 普通団体

25人以上 1割引

100人以上 2割引

300人以上 3割引

2 前項によるほか、当該団体旅客に対しては、次の各号により世話人等については、旅客運賃を収受しない。

(1) 学生団体

50人までは内1人、51人以上は50人までを増すごとに内1人を加える。

(2) 普通団体

100人までは内1人、101人以上は100人までを増すごとに内1人を加える。

(団体旅客運賃の計算方)

第57条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体普通旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第58条 第35条の規定による条件をもって運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員(第56条第2項に規定する無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとして、

団体旅客運賃を収受する。

- 2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また小児1人の大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算する。
  - (1) 大人および小児にそれぞれ責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員。
  - (2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員。

（団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算）

第59条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第44条の規定による外、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第36条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間およびその不乗区間の営業キロを通算する。
  - (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロを通算する。
- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において、途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って団体旅客運賃を計算する。

## 第6節 貸切旅客運賃

（貸切旅客運賃）

第60条 第38条の規定によって全車貸切または列車貸切とする場合は、1両につき140人に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

（貸切旅客運賃の最低額）

第61条 前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が12キロメートル相当分に満たないときであっても、前条の規定によって計算した12キロメートル相当分の旅客運賃とする。

（貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃）

第62条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算)

第 63 条 第 59 条の規定は、貸切旅客運賃を計算する場合に準用する。

## 第 7 節 特殊料金

(車両の留置料金)

第 64 条 旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合でその滞留時間が 6 時間をこえるとき、または旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間をこえるときは、その超過時間について、客車 1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円の留置料金を収受する。

- 2 前項の規定による車両留置料金を団体乗車券または貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、団体乗車券または貸切乗車券によって、あわせて収受する。

(貸切取消の場合の回送料)

第 65 条 貸切旅客に対して使用する旅客車を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取消した場合は、その回送区間および返送区間の全営業キロについて、客車 1 両 1 キロメートルにつき 240 円の車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

- 2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあっては、これを収受しない。

## 第 4 章 乗車券の効力

### 第 1 節 通 則

(乗車券の使用条件)

第 66 条 乗車券は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1 券片をもって 1 人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客は、同一区間に対して有効な 2 枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その 1 枚のみを使用することができる。
- 3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。



(乗車券効力の特例)

第 67 条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。

(券面表示事項が不明または不備の場合)

第 68 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅(定期乗車券および特殊割引乗車券にあっては、当社の指定した駅)に差し出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換に再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項または様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第 69 条 旅客は、第 67 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行開始し、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第 70 条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 71 条 小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 66 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第 72 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

## 第2節 乗車券の効力

### (有効期間)

第73条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

1日とする。

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

1箇月・3箇月または6箇月とする。

(3) 特殊割引乗車券

3箇月とする。

ただし、第31条第1項第3号口の規定により発売する通学用割引普通回数乗車券については、6箇月とする。

(4) 団体乗車券

その都度定める。

(5) 貸切乗車券

その都度定める。

### (継続乗車)

第74条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車しないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第66条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

### (途中下車の禁止)

第75条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券は除く。）によって、別に定める場合を除いてその券面に表示された発着区間内の着駅以外の任意の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。

## 第76条 削除

### (特殊割引乗車券の効力)

第77条 旅客運賃割引証類によって購入した特殊割引乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。

## 第 78 条 削除

### 第 78 条の2 削除

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第 79 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 80 条 乗車券(往復乗車券または特殊割引乗車券については、その使用する券片)は、次の各号に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅で下車したとき。
- (2) 旅客が第 165 条の取扱を受けたとき。
- (3) 鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 81 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項を、ぬり消し、または改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券もしくは特殊割引乗車券または普通乗車券と特殊割引乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 74 条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 71 条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) 削除

(14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 82 条 定期乗車券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。

(3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。

(4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

(5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または特殊割引乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。

(8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第83条の規定による証明書を携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第 83 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

(証明) <b>証 明 書</b> No. ....		(注 意) (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。
下記の者は、当校 [ ] の学生(生徒)であることを証明する。 所属 部(科) 学年第 学年(年度生) 氏名 (才) 生年月日 年 月 日 住所 年 月 日発行 写 真 (証明) 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 (代表者 捺印)		

(2) 通学定期乗車券購入兼用

(証明) <b>証 明 書</b> No. .... 下記の者は、当校 [ ] の学生(生徒)であることを証明する。 所属 部(科) 学年第 学年(年度生) 氏名 (才) 生年月日 年 月 日 住所 年 月 日発行 写 真 (証明) 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 (代表者 捺印)	年 月 日まで有効 通学区間 [ ] 間 <b>通学定期乗車券発行控</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発行年月日</th> <th>有効期間</th> <th>発行駅</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																					(注 意) 通学定期乗車券発行控 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発行年月日</th> <th>有効期間</th> <th>発行駅</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購入するときは定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出すなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																								
	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																																																																		
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																																																																			

- 備考 (1) [ ] 内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- (3) この証明書に貼り付ける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。
- (4) 中学校第3学年以下の生徒・児童および幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

2 指定学校においてその代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(割引乗車券等の効力)

第 84 条 第 31 条第 1 項第 3 号イ、ロの規定により旅客運賃割引証を使用して購入した通学用割引回数乗車券は、当該割引証に記入されている学生が、その在学する放送大学または高等学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

(表)	(裏)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <small>【類印】</small>  <b>旅行証明書</b> No. ....         </div> <p style="font-size: small;">下記の者は、当施設 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> の被救護者で下記の区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車船区間 _____ 駅から _____ 駅まで ( )</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>施設代表者氏名 _____ <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">代表者 機印</span></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <small>(注 意)</small> </div> <p style="font-size: x-small;">(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合に、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p style="font-size: x-small;">(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p> </div>

備考 (1)  内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車船区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行日から1箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

## 第5章 乗車券の様式

### 第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第 85 条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

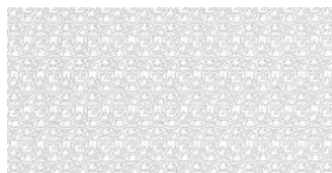
(この章に規定する乗車券の様式の変更または補足等)

第 86 条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押印、記載、切断等、または入鋏する等の方法によって補うものとする。

- 2 乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。
- (1) 前条第1項に規定する表示事項
    - イ 表示事項の一部の裏面表示
    - ロ 表示事項の配列の変更
  - (2) 前号以外の様式
    - イ 乗車券の寸法の変更
    - ロ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
    - ハ 表示事項の一部の省略または追加
- 3 乗車券の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用の乗車券は、「小」の記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

(字模様の印刷)

第87条 この章に規定する乗車券には、表面に次の字模様を印刷する。



(乗車券の駅名等の表示方)

第88条 乗車券の駅名および旅客運賃の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名および着駅名を表示する。
- (2) 普通乗車券にあつては、着駅名を金額で表示することがある。
- (3) 旅客運賃が同額地帯のため、2駅以上を共通の着駅とした場合の乗車券の着駅名の表示は、その同額地帯の最遠駅を表示することがある。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第89条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券には、その証として、関係券片の表面に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券、第7号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、またはこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃を割引するもの
  - イ 第52条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用



(ロ) 付添人用



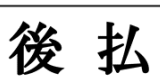
ロ 第55条第2号の規定による学生割引



(2) 大人・小児用の乗車券を小児用とするもの



(3) 旅客運賃を後払とするもの



(4) 再交付するもの



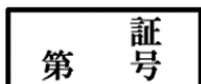
(5) 期間満了前に定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始前から有効とさせるもの



(6) 普通乗車券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの

月 日から有効

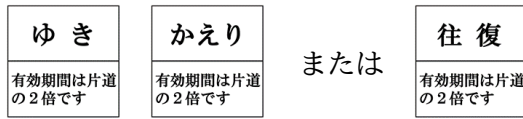
(7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの



または「証第 号」



(8) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの



2 乗車券に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合、当該乗車券に表示されている旅客運賃および有効期間を訂正しない。

## 第2節 乗車券の様式

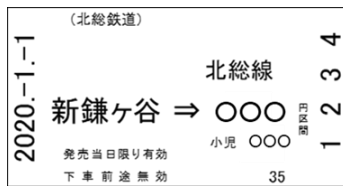
### 第1款 普通乗車券の様式

(片道乗車券の様式)

第90条 片道乗車券の乗車券発売機用の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

(表)



(裏面：磁気塗膜)

第91条 削除

第92条 削除

### 第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第93条 定期乗車券発売機用の様式は、次のとおりとする。

(表)

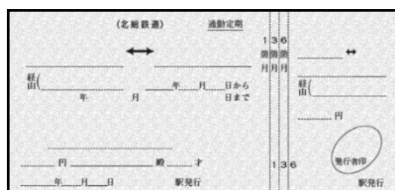


(補充定期乗車券の様式)

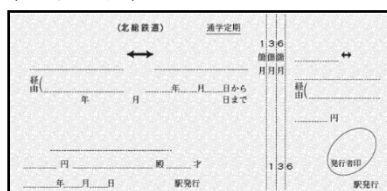
第 94 条 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

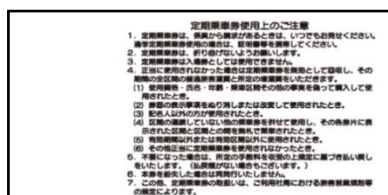
(通勤 表)



(通学 表)



(通勤・通学 裏)



第 3 款 特殊割引乗車券の様式

(常備特殊割引乗車券の様式)

第 95 条 常備特殊割引乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 乗車券発売機用

(ア) 身体障害者用割引回数乗車券



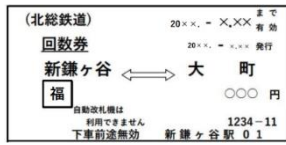
大人用 (表)  
(裏面：磁気塗膜)

(イ) 知的障害者用割引回数乗車券



大人用 (表)  
(裏面：磁気塗膜)

(ウ) 精神障害者用割引回数乗車券



大人用 (表)  
(裏面：磁気塗膜)

(エ) 放送大学用割引回数乗車券



大人用 (表)  
(裏面：磁気塗膜)

(オ) 通信教育用割引回数乗車券



大人用 (表)  
(裏面：磁気塗膜)

備考 連葉としないで、各葉とし乗車券番号と券片番号(1～11)を付したものとする。

(補充特殊割引乗車券の様式)

第96条 補充特殊割引乗車券の様式は、次のとおりとする。

(省略)

第97条 削除

第97条の2 削除

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第98条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

(表)

(裏)

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第99条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第100条 特別補充券は、この章の第1節に規定する乗車券として発行する外、再收受の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 駅用 (出札補充券および改札補充券)
- (2) 削除

(駅用特別補充券の様式)

第101条 駅用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

出札補充券および改札補充券

(表)

(北越鉄道)	
事由	甲 No 68725
1 片 2 往 道復	種別券 円
原券	から種別号 月日有効別号 かゆき ら
収受区間	経由( ) か ら まで
人員	大人 小児 発売日共 日間有効 下車前通無効
記事	
駅発行 年 月 日	
① (入札) ②	

(裏無地)

備考 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

第102条 削除

第6章 乗車券の改札および引渡し

第1節 通則

(乗車券の改札)

第103条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、改札の係員(自動改札機による改札を含む。以下乗車券の改札および引渡しについて同じ。)を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券の引渡し)

第104条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

## 第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

- 第105条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受けるものとする。
- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

- 第106条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。
- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(特殊割引乗車券の改札および引渡し)

- 第107条 特殊割引乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。
- 2 前項の入検にかえて、当該券面に旅行開始駅名と乗車日を表示することがある。

(団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し)

- 第108条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。
- 2 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

- 第109条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。
- 2 定期乗車券の払いもどしについては、当社の指定した駅で取扱うものとする。

(払いもどし請求権行使の期限)

第110条 旅客は、旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受または払いもどしをする場合の概収額)

第111条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして収受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

## 第2節 乗車変更の取扱い

### 第1款 通則

(乗車変更の種類)

第112条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前に申出があった場合  
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後に申出があった場合
  - イ 区間変更
  - ロ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第113条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第114条 区間等に制限のある種類の割引乗車券または特殊割引乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第115条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第116条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間からすでに経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券変更の取扱いをする場合は、第73条に規定する日数とする。

(別途乗車)

第117条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合、または当該駅から折り返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

## 第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

第118条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更(この変更を「乗車券変更」という。)をすることができる。

2 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

## 第3款 旅行開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第119条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、次の各号に定める変更(この変更を「区間変更」という。)をすることができる。

(1) 着駅を、当該着駅を越えた駅への変更



(2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更

- 2 区間変更の取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券変更)

- 第120条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更をすることができる。ただし、この変更は輸送上の支障がない場合に限り取扱う。
- 2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員または変更人員に対して、変更区間に対する旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

### 第3節 旅客の特殊取扱い

#### 第1款 通則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

- 第121条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

- 第122条 旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

- 第123条 旅客は、第67条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

## 第2款 乗車券の無札および無効

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第124条 旅客が、次の各号に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入検を受けずに乗車したとき。
- (3) 第81条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む)で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第81条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通乗車券もしくは特殊割引乗車券で乗車したときは、当該各乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したのものとして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、当該旅客から收受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から收受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第81条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を收受する。

(定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第125条 第82条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第2項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ收受する。

- (1) 第82条第1項第1号から第5号までに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合で効力が発生した日が異なるときは、発券日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間(同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間)を毎日1往復(または2回)ずつ乗車したのものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 第82条第1項第6号に該当する場合であって、特殊割引乗車券を使用したときは、定期乗車券および特殊割引乗車券の券面に表示された区間と、その区間外を通じた区間を、当該券片に対して往復乗車したのものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 第82条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同

項第10号から第12号までに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第126条 第124条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅。(出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車の出発駅)から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

### 第3款 乗車券の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第127条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第124条・第126条の規定による旅客運賃および増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または特殊割引乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券(定期乗車券、特殊割引乗車券を除く。)を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払いもどし)

第128条 前条の規定によって普通旅客運賃および増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料140円(京成線を除く連絡乗車券にあつては220円)を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃および増運賃を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第129条 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第127条の規定にかかわらず、別に旅客運賃または料金を収受しないで、相当の団体乗車券または貸切乗車券の再交付をすることが

ある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

#### 第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第130条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき140円(京成線を除く連絡乗車券にあっては220円)を支払うものとする。

- 2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃および特殊割引旅客運賃の払いもどし)

第131条 旅客は、有効期間の開始日前の定期乗車券ならびに使用開始前の特殊割引乗車券が不要となった場合は、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期乗車券については1枚につき220円を、特殊割引乗車券については1冊につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券については前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

※代理人は委任状の提出が必要となり、記名人本人の自筆・印章より代理人に権限を委任する旨および代理人の本人確認をする内容の記載が必要となる。法定代理人は委任状の提出は不要となるが、記名人本人との関係性を確認することが必要となる。

(旅行開始前の団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどし)

第132条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円(保証金を充当して発行したものについては、払

いもどし手数料のほか、保証金の額に相当する額)を支払うものとする。

- 2 団体旅客または貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第133条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第130条の規定を準用する。

(不乗区間等に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第134条 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

- (1) 第74条の規定により継続乗車中に、前条または第136条の規定により旅行を中止した場合の不乗区間。
- (2) 第67条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第135条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第131条第2項の規定を準用する。
- 3 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に参入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
  - (1) 使用経過月数が1箇月または3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
  - (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
  - (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
  - (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(特殊割引乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第135条の2 旅客は、特殊割引乗車券の使用を開始した後、その特殊割引乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った特殊割引旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下、同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、1冊につき220円を支払うものとする。ただし、異なる冊のものをまとめることはできない。

2 障害者用割引回数乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を特殊割引乗車券に適用した割引率の片道普通旅客運賃によって計算する。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第136条 旅客は、旅行開始後、次の各号に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき140円(京成線を除く連絡乗車券にあっては220円)を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券・特殊割引乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることはできない。

4 旅客は、第1項および第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第137条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第138条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長または手数料140円(京成線を除く連絡乗車券にあっては220円)を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

#### 第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

第139条 旅客は、旅行開始後または使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および特殊割引乗車券を使用する旅客は、第142条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)または、第145条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- イ 第140条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払いもどし
- ロ 第141条に規定する有効期間の延長
- ハ 第142条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払いもどし
- ニ 第144条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃の払いもどし
- ホ 第145条に規定する定期乗車券もしくは特殊割引乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき(接続を欠くことが確実なときを含む。)または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき(遅延することが確実なときを含む。)

- イ 第140条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払いもどし
- ロ 第141条に規定する有効期間の延長
- ハ 第142条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし

- 2 旅客は、旅行開始前または使用開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および特殊割引乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。

（旅行中止による旅客運賃の払いもどし）

第140条 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払いもどしを請求した場合は、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件いかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

（有効期間の延長）

第141条 第139条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、次の各号の定めるところにより取扱う。

- (1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

イ 第139条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

ロ 第139条第1項第2号に規定する事由による場合は、1日

- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

（無賃送還の取扱方）

第142条 第139条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間（以下、「無賃送還区間」という。）を最近の列車に乗車する場合に限り取扱う。

(2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(3) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃の払いもどしをする。ただし、特殊割引乗車券を所持する旅客については、払いもどし



の取扱いをしない。

(1) 発駅まで無賃送還のとき

既に収受した旅客運賃の全額

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき、または旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

イ 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

ロ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃

3 第1項に規定する無賃送還を行った場合、特殊割引乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃の払いもどし駅)

第143条 第140条また第142条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求しなければならない。

(1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅

(2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第144条 第139条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券もしくは特殊割引乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第145条 旅客は、第139条第1項の規定により定期乗車券もしくは特殊割引乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間の営業キロ程を通算する。)の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第30条第2項の規定によりは数となる日数を附加して発売したものにあっては、当該日数を加

えた日数)で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数計算した額

イ 有効期間が1箇月のものにあつては、 30日

ロ 有効期間が3箇月のものにあつては、 90日

ハ 有効期間が6箇月のものにあつては、 180日

## (2) 特殊割引乗車券

特殊割引旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第145条の2 旅客は、第139条または第157条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第139条から前条または第157条第4項の規定に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等または第157条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

## 第6款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第146条 旅客(定期乗車券または特殊割引乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第147条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間および既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

第148条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事

由を認めるときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

## 第8章 入場券

(入場券の発売)

第149条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第45条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児(大人および小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。)

(入場券の料金)

第150条 入場券の料金は、1枚につき大人190円、小児100円とする。

(入場券の効力)

第151条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

- 2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第152条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。

(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

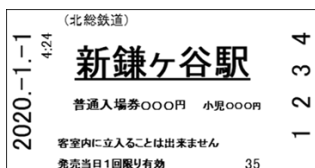
(入場券の様式)

第153条 入場券は、次の様式により印刷したものの表面左端に発行日付印を押したものとす。また機械発売用のものにあつては、発売時刻を発行の際に印字する。

イ 一般用

削除

ロ 機械発売用（大人用・小児用）



（裏面：磁気塗膜）

（入場券の改札および引渡し）

第154条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して入鋏を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

（無札入場者）

第155条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または第152条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第150条の規定による入場料金を収受する。

- 2 前項の規定は、第152条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

（入場料金の払いもどし）

第156条 第7条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

## 第9章 手回り品

（手回り品および持込禁制品）

第157条 旅客は、第158条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持込むことができない。

- (1) 別表に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第158

条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第158条第4項の規定により持込の承諾を受けた動物を除く。)

- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

- 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。)は第139条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検を求めおよび協力のもとに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第157条の2 別表第2号に定める危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注)揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第158条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生じるおそれがないと認められるときに限り、3辺の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のもので無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。
  - (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
  - (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの
- 3 旅客は、列車などの状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。
  - (1) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第16条第1項に規定する認定を受け

た身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。

ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持込むことができる。

4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持込むことができる。

(1) 他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

第159条 削除

第160条 削除

第161条 削除

第162条 削除

第163条 削除

第164条 削除

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第165条 旅客が、第157条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品または第158条の規定による持込制限をこえる物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、乗車券は第80条の規定により、その後の乗車について無効として回収する。

第166条 削除

第167条 削除

(手回り品の保管)

第168条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第169条 削除

別表

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品				
					物品	重量、数量等			
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの			
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬					
				過塩素酸塩を主とする火薬					
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—				
				硝安爆薬	—				
				塩素酸カリ爆薬	—				
				カーリット	—				
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—				
				硝酸エステル	—				
				ダイナマイト類	—				
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—				
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの			
				実包	銃用実包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの			
						弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの			
				空包	銃用空包	—			
				信管	—				
				火管	—				
				導爆線	—				
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの			
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—				
				星火を発する榴弾	—				
				救命索発射器用ロケット	—				
				煙火	—				
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの			
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）	—	—			
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの			
			電気導火線	—	—				
			その他の火工品	—	—				
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—				
			1	爆発性	その他	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
	の物	爆発性の物	—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	量が2キログラム以内のもの
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬 *	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン		—
			—	ジニトロナフタリン		—
			—	ジニトロトルエン		—
			—	ジニトロフェノール		—
			—	ニトログリコール		—
			—	トリニトロベンゼン		—
			—	トリニトロトルエン		—
			—	ピクリン酸		—
			—	過酢酸		—
			—	メチルエチルケトン過酸化物		—
			—	アジ化ナトリウム		—
			—	その他、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目		—
			2	発火性の物	マッチ	—
—	硫化リンマッチ					—
—	黄リンマッチ					—
その他発火性の物	—	セルロイド類			ペン、眼鏡 *	実重量が300グラム以内のもの
	—	金属カリウム				—
	—	金属リチウム				—
	—	金属ナトリウム(金属ソーダ)				—
	—	カリウムアマルガム				—
	—	ナトリウムアマルガム				—
	—	マグネシウム(粉状箔状又はひも状のものに限る。)				—
	—	アルミニウム粉				—
	—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉				—
	—	黄リン				—
	—	硫化リン				—
	—	赤りん				—
	—	リン化石灰				—
	—	リン化カルシウム				—
	—	ハイドロサルファイト(亜二チオン酸ナトリウム)				—
	—	カーバイド(炭化カルシウム)				—
	—	その他の発火性の物及び製品			油紙(刃物用包装紙等) *	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール(メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール *	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー *	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤 *	
			—	ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール *	
			—	松根油	絵具用溶剤 *	
			—	テレピン油(松精油)	絵具用溶剤 *	



品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造りとも重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゼール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゼール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
—	イソペンチルアルコール	—				

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品			
					物品	重量、数量等		
			—	メチルエチルケトン	—			
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの		
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの		
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの		
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの		
				天然ガス	プロパンガス*			
				水素ガス	水素ガス吸入器*			
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*			
				オゾン	オゾン発生器*			
				ヘリウム	ヘリウムガス*			
				ネオンガス	ネオン管*			
				アセチレンガス	—			
				硫化水素ガス	—			
				一酸化炭素ガス	—			
				石炭ガス	—			
				水性ガス	—			
				空気ガス	—			
				アンモニアガス	—			
				塩素ガス	—			
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—			
				ホスゲンガス	—			
				アルゴン	—			
			エタン	—				
			エチレン	—				
			メタン	—				
			その他の圧縮ガス及びその製品	—				
					液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
						液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
						フロンー12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
						フロンー22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
						ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
						液体空気	—	
						液体窒素	—	
						液体酸素	—	
		液体アンモニア	—					
		液体塩素	—					

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
				4	可燃性のガス	高圧ガス
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
—	過硫酸ナトリウム		—			
—	三酸化クローム（無水クロム酸）		—			
—	その他の酸化性の物及び製品		—			

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*		
			—	硝酸	—		
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—		
			—	沸化水素酸	—		
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—		
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン	—	—	
			—	塩化硫黄	—		
			—	クロルピクリン	—		
			—	四エチル鉛	—		
			—	クロロホルム	—		
			—	臭素（ブロム）	—		
			—	ホルマリン	—		
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—		
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*		薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	—	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤			
			—	燐剤			
			—	DN剤			
			—	燻蒸剤			
			—	殺鼠剤			
			—	除草剤			
			—	展着剤			
			—	銅剤			
			—	水銀剤			
			—	ホルマリン剤			
			—	ジネブ剤			
			—	石灰剤			
			—	砒素剤			
			—	ニコチン剤			
			—	デリス剤			
			—	BHC剤			
			—	DDT剤			
			—	鋇油剤			
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
			その他危険物	—			

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
						ラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト		—
			—	塩化リン		—
			—	臭化ベンジル		—
			—	四塩化チタン		—

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に\*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

